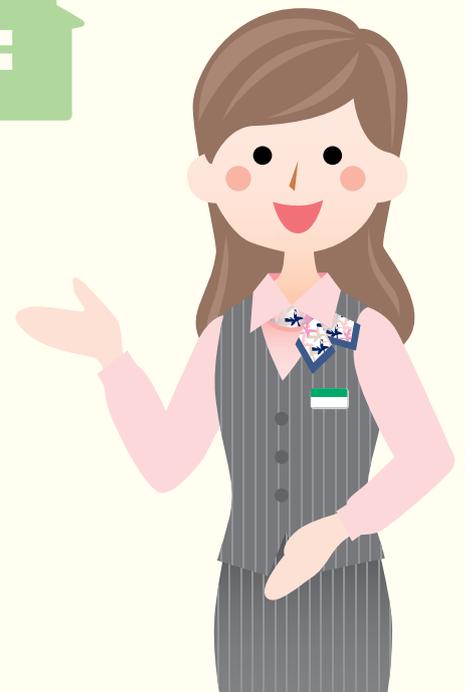
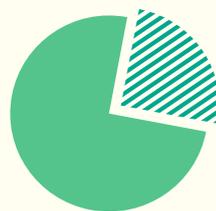
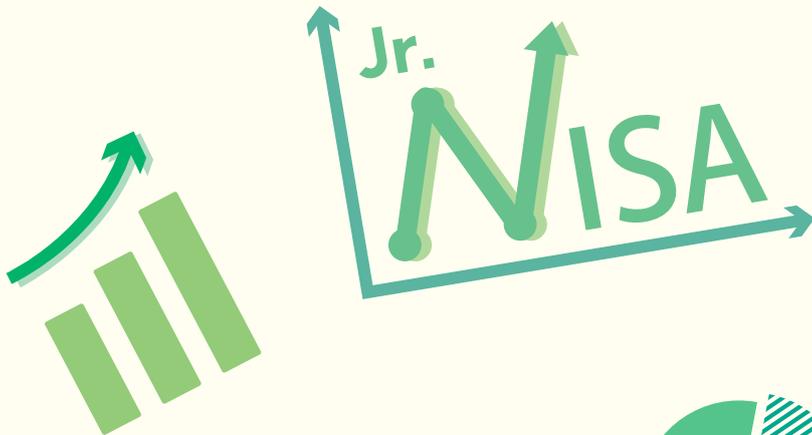
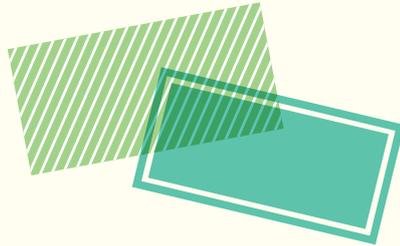


ジュニアNISA ガイドブック



ジュニアNISAは お子様の将来のための資産形成を 税制面で優遇するしくみです。



お子様のライフイベントに合わせてジュニアNISAを活用していきましょう。



教育資金

	すべて国公立 の場合	すべて私立 の場合
幼稚園	公立 65万円	私立 146万円
小学校	公立 182万円	私立 835万円
中学校	公立 135万円	私立 388万円
高校	公立 115万円	私立 288万円
大学昼間部 (下宿)*	国立 718万円	私立 964万円
総額	1,215万円	2,621万円

※学費+生活費
出典:「子どもの学習費調査(平成24年度)」/文部科学省
「平成24年度学生生活調査結果」/独立行政法人日本学生支援機構
コース別教育費平均総費用(お子様1人あたり)



結婚資金

結婚費用

(全国推計値)

親・親戚からの援助総額

183.9万円

新生活の準備費用

76.5万円

出典:結婚トレンド調査2015
新生活準備調査2015
「ゼクシィ」(リクルートホールディングス発行)調べ



住宅資金

住宅購入費用

(全国平均)

土地付注文住宅の場合

3,743万円

マンション(新築)の場合

3,967万円

出典:「2014年度 フラット35利用者調査報告」/独立行政法人住宅金融支援機構

一般的に、高校卒業(18歳)以降にかかるお金が多くなります。

ジュニアNISAは、18歳から払出しできるしくみになっています。

ジュニアNISAとは

「ジュニアNISA」とは、お子様の将来に向けて資産を築く「子ども版NISA」です。平成28年から平成35年まで毎年80万円を限度に、ジュニアNISA口座で購入した株式投資信託や上場株式等*からの配当所得や譲渡所得が非課税になる制度です。運用・管理にあたっては、お子様が20歳になるまで親権者等(法定代理人)が代理で運用します。

*当行のジュニアNISA口座で購入できる金融商品は、株式投資信託のみとなります。

ジュニアNISAのポイント

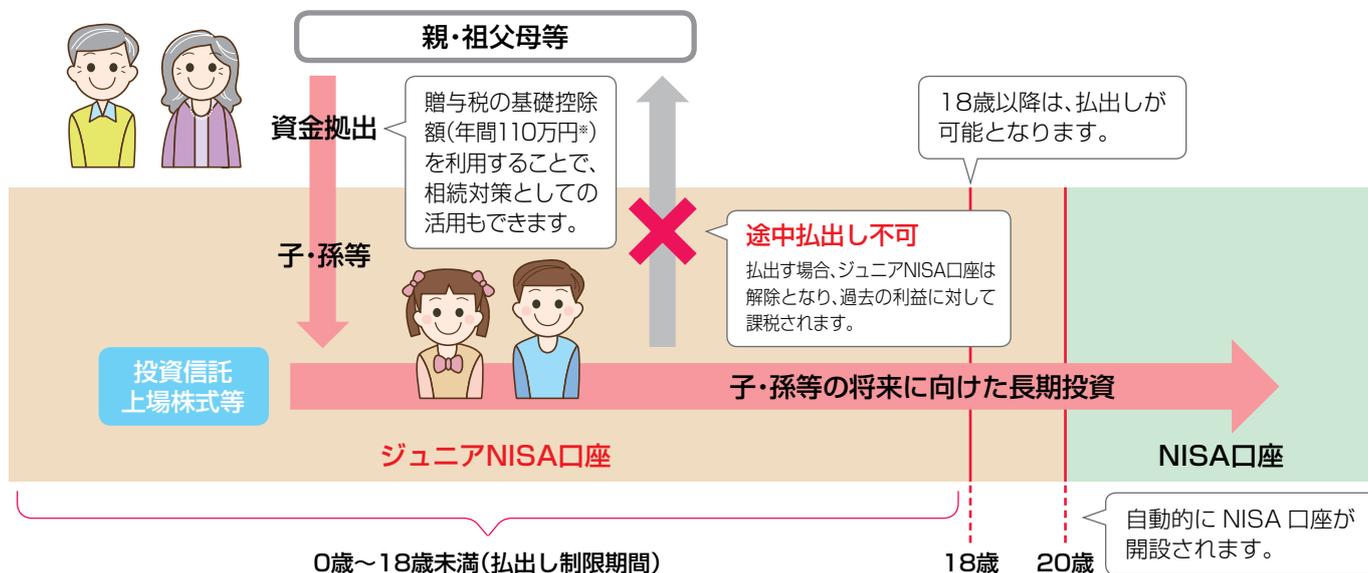
ポイント1	利用できる方 ^{*1}	日本に住む 0歳～19歳の方 が対象
ポイント2	運用・管理する方	原則、 親権者等 が未成年者のために代理して運用
ポイント3	非課税の対象	株式投資信託等の 配当所得 や 譲渡所得 (普通分配金) (売却益)
ポイント4	投資可能期間	平成28年4月 から 平成35年12月 まで
ポイント5	非課税投資枠	平成28年から平成35年まで 毎年80万円 が限度
ポイント6	非課税期間	それぞれ投資をはじめた年から 最長5年間 ^{*2}
ポイント7	払出し制限	18歳 まで払出しができない ^{*3}

※1 投資をする年の1月1日現在。

※2 非課税期間終了時は、新たな非課税投資枠に移行可能です。投資可能期間満了後(平成36年から平成40年まで)は、毎年80万円まで継続管理勘定に移行し、口座開設者が20歳になるまで非課税保有が可能です。

※3 投資信託の解約は可能ですが、原則、災害などやむを得ない場合を除き、18歳(その年の3月31日時点で18歳である年の前年12月31日)まで払出しができません。

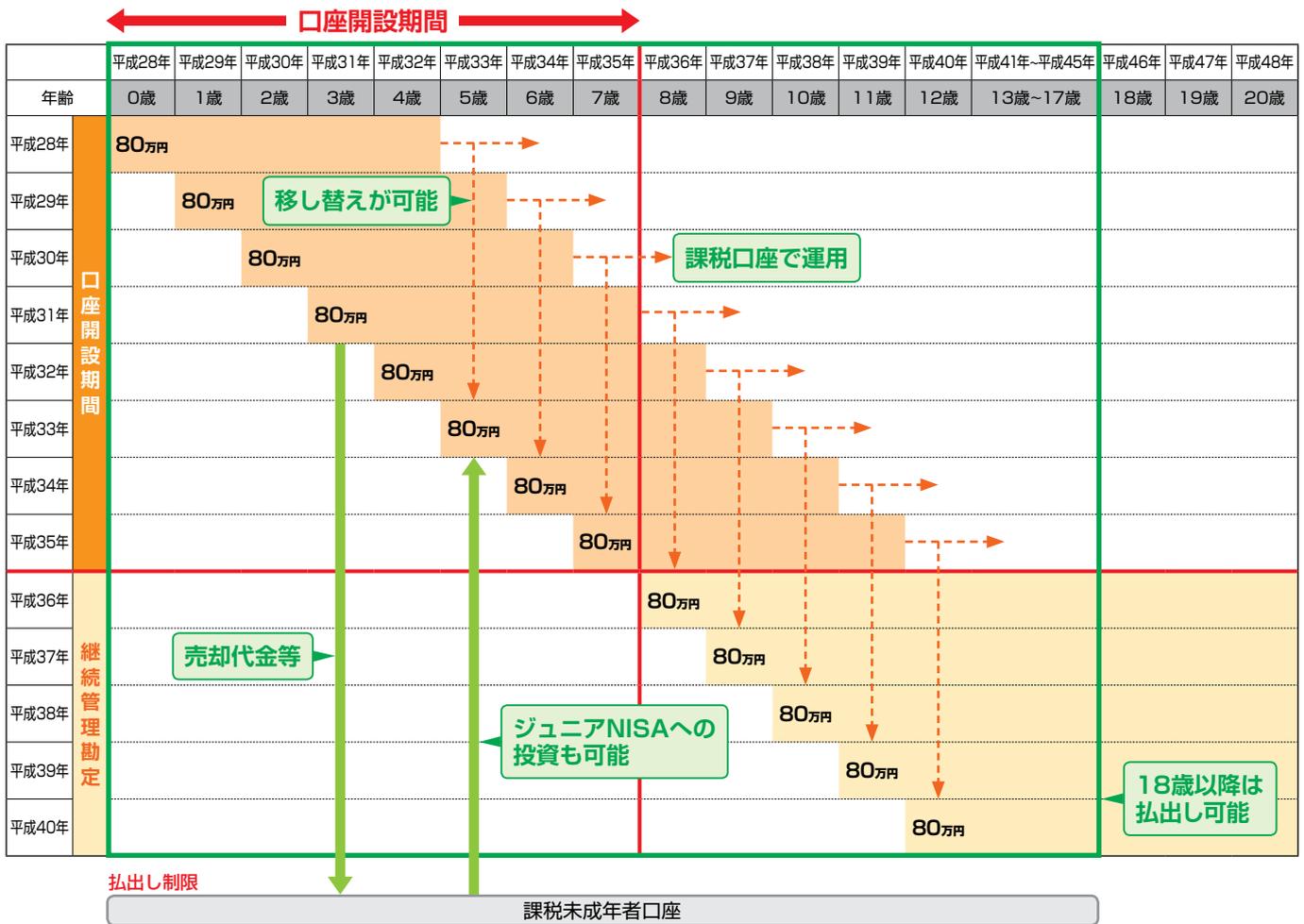
ジュニアNISA制度のしくみ (図は制度のイメージです。)



※年間投資上限額80万円以内の資金拠出であっても、他の贈与資金と合わせて110万円を超えると贈与税の申告が必要になります。

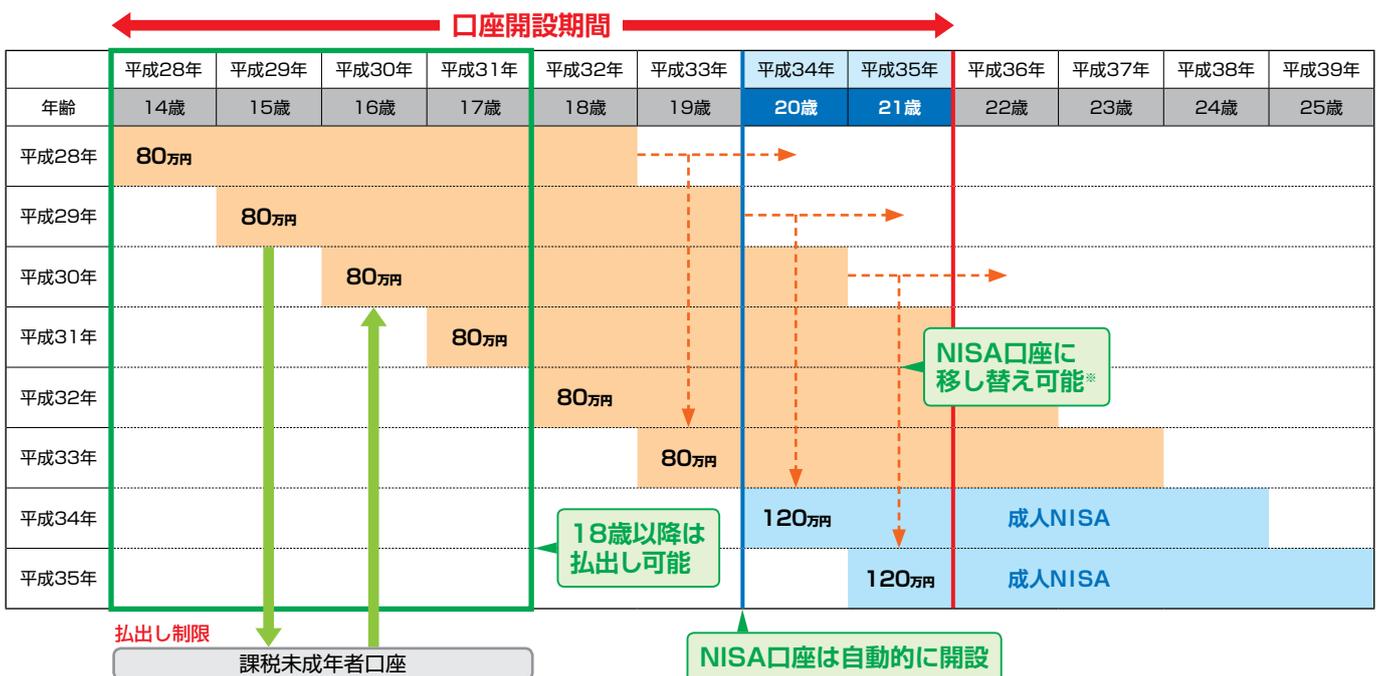
ジュニアNISAでの投資イメージ

20歳になる前に口座開設期間が終了する場合



※継続管理勘定に移し替え後は、新規投資はできませんが売却は可能です。

口座開設期間内に20歳になる場合



※移し替える日の時価で120万円が上限です。

ジュニアNISAのメリットとデメリット

以下は株式投資信託を購入した場合でのイメージ図です。当行のジュニアNISA口座で購入できるのは株式投資信託のみとなります。

メリット



ファンドを80万円購入して120万円で売却

値上がりによる利益が非課税になります。



ファンドを80万円購入して普通分配金1万円を受取

普通分配金については非課税になります。

デメリット

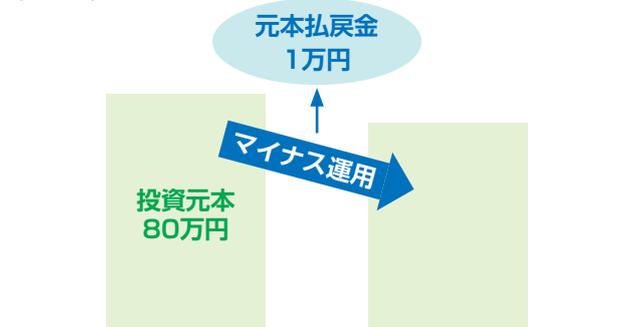
非課税期間をマイナス運用で終了した場合は、メリットがありません。

5年後に課税口座へ移し替えした場合



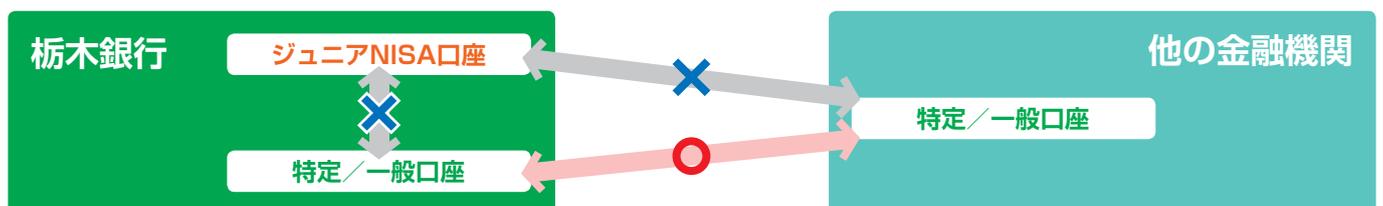
値下がりした状態で非課税期間中の運用を終了し、その後の運用を課税口座で行った場合、仮に当初の投資金額まで回復していなくても、課税口座に移し替えた時点から値上がりしていると、解約時に課税されることになります。

元本払戻金(特別分配金)となる場合は、メリットがありません。



元本払戻金(特別分配金)は、そもそも課税の対象ではないうえ、ジュニアNISAでは払出すこともできません。再投資する場合は非課税投資枠を使用することになるので、分配金の多いファンドでは、制度のメリットを十分に享受できないおそれがあります。

ジュニアNISA口座で損失が出た場合、特定口座や一般口座で発生した配当所得や売買益との損益通算ができません。したがって、特定口座や一般口座のみで運用していた場合のほうが税額が少なくなる場合があります。

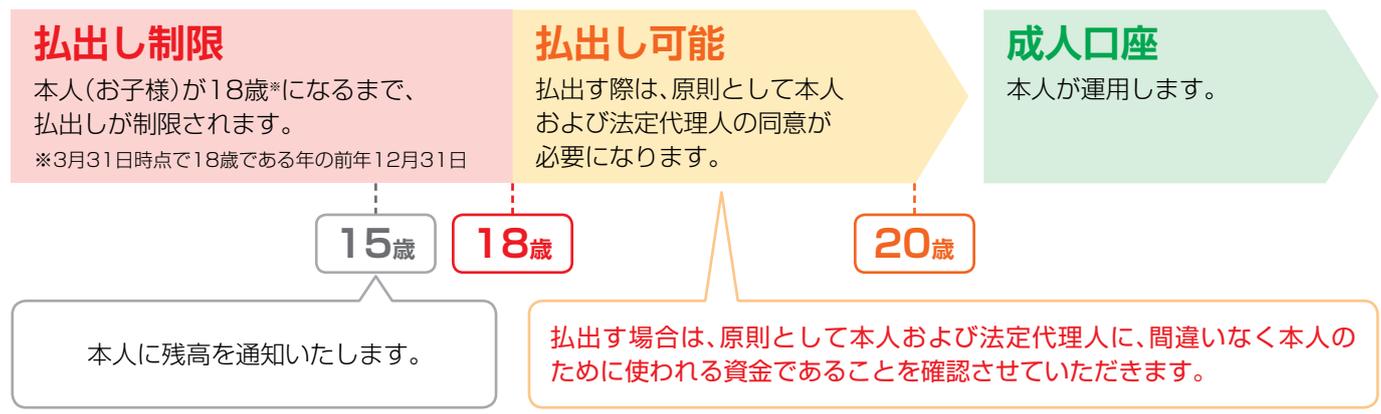
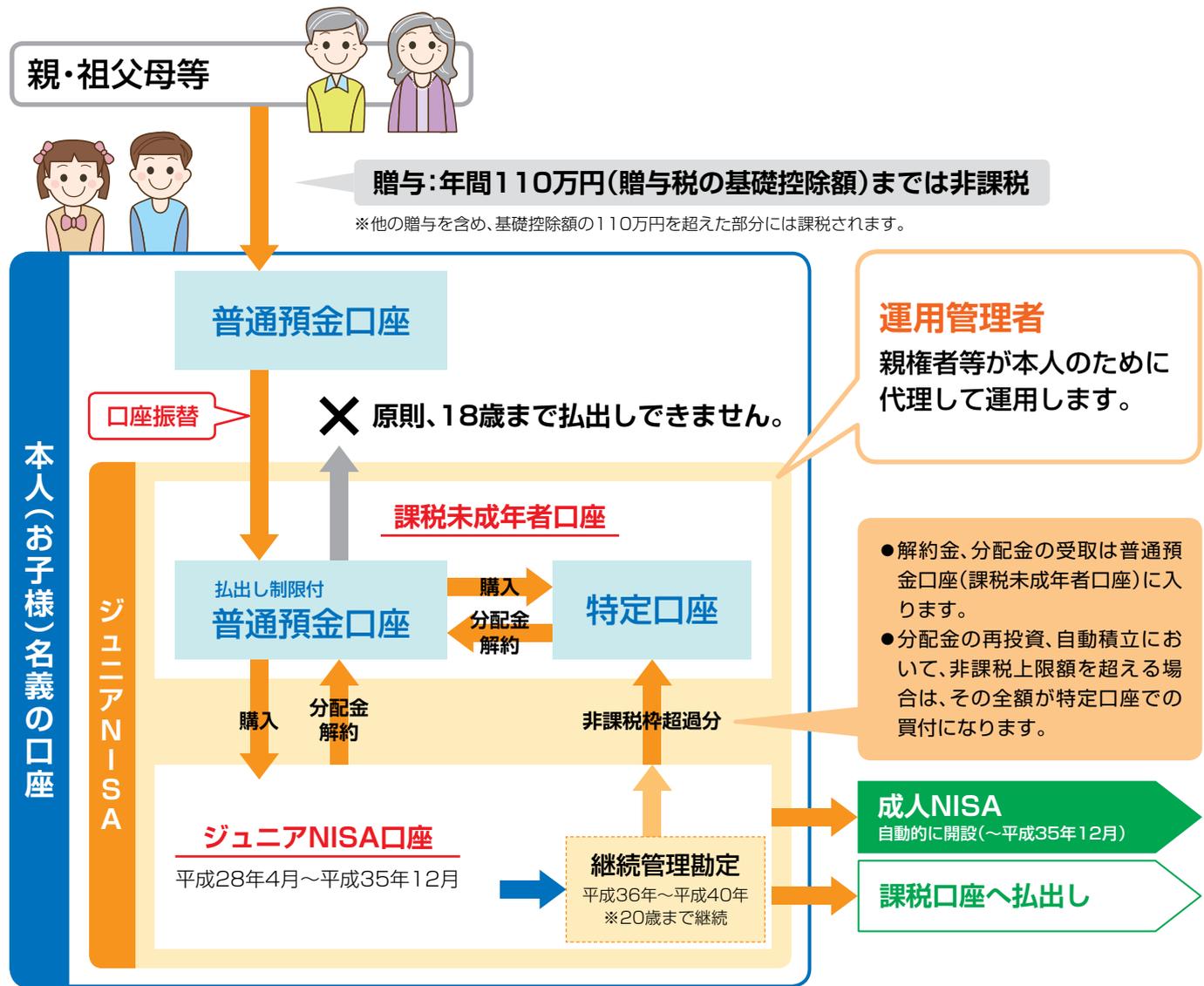


ポイント



分配金や売却代金は非課税投資枠から外れることとなりますが、その分の枠を再度利用することはできません。頻繁な乗換えを前提にした取引はジュニアNISAに向かないほか、分配金の水準や頻度等にも注意して購入商品を検討しましょう。

栃木銀行のジュニアNISAのしくみ



18歳になる前に払出す場合、過去の利益に対して課税されます。

- 18歳になる前に払出す場合は、過去に得た普通分配金や売却益等に対して課税されます。ただし、災害などやむを得ない場合には、税務署の確認を受けることにより非課税での払出しが可能です。
- 18歳になる前に払出す場合、ジュニアNISA口座は廃止されます。

ポイント

ジュニアNISAでは、お子様名義の普通預金のほか、次の3つの口座開設が必要になります。

①「ジュニアNISA口座」②「特定口座」(課税未成年者口座)③「払出し制限付普通預金」(課税未成年者口座)

ジュニアNISA口座開設手続きについて

1 お申込みに際して

ジュニアNISA口座のお申込みは、栃木銀行の本支店でのみ受け付けています。郵送では受付しておりません。

※ジュニアNISA口座での運用は、平成28年4月1日の受渡分からです。

2 当行での受付に際して

ジュニアNISAのしくみや、お子様の将来に向けた資産形成についてご説明させていただきます。ジュニアNISA口座の開設につきましては、口座開設者(本人)の法定代理人(親権者等)全員の同意が必要になります。

ジュニアNISA口座開設時に、法定代理人(親権者等)のうち1名の方を運用管理者(口座名義人を代理してジュニアNISA口座の運用をされる方)として選定いただき、その後のお取引は運用管理者が行うこととなります。

3 口座開設手続きでご用意いただく書類

1	口座開設されるお子様(口座名義人)の本人確認書類	各種健康保険証、旅券、住民票等
2	親権者様全員分の本人確認書類	運転免許証、旅券、各種健康保険証等
3	口座名義人と親権者様の関係が確認できる書類	戸籍謄本、戸籍全部事項証明書、住民票(お子様と親権者お2人(父母)の記載があり、続柄を省略していないもの)
4	ご印鑑①	口座開設にあたりお届けになるご印鑑(口座名義人)
5	ご印鑑②(親権者様全員分)	認印
6	口座名義人の個人番号(マイナンバー)が確認できる書類	①個人番号カード、②通知カード、③住民票(個人番号の記載あり) ④住民票記載事項証明書(個人番号の記載あり)のいずれか

上記2について、お手続きをされる方(運用管理者)は、次の書類をご用意ください。

- ・顔写真あり(以下A~C)の確認書類の場合は1種類
- ・顔写真なしの確認書類(以下D~G)の場合は2種類

	書類	書類ごとの注意事項
A	運転免許証	有効期限年月日をご確認ください。 裏面のコピーも必要です。
B	在留カード	有効期限年月日をご確認ください。 裏面のコピーも必要です。
C	特別永住者証明書	発行後6カ月以内が有効期限です。 複数枚のものは、すべてのページが必要です。
D	住民票(個人番号の記載なし)または 住民票記載事項証明書(個人番号の記載なし)	発行後6カ月以内が有効期限です。 複数枚のものは、すべてのページが必要です。
E	印鑑証明書	発行後6カ月以内が有効期限です。
F	各種健康保険証	有効期限年月日をご確認ください。 住所が記入されていることが必要です。
G	各種年金手帳	年金の名称、氏名、住所、生年月日が記載されていることが必要です。

※上記、ご用意いただく書類は変更となる場合があります。また、ご用意いただいた書類の記載内容によっては、追加の書類が必要になる場合があります。

ジュニアNISAに関する留意点について

ジュニアNISAをお申込みの際の留意事項

- ジュニアNISA口座は未成年の方が開設できますが、お申込み手続きは未成年者の法定代理人の方から承ります。●ジュニアNISA口座は、お1人様1口座のみの開設となります。したがって、複数の金融機関でのお申込みはできません。万が一、複数の金融機関で重複してお申込みをした場合、最も希望する金融機関ではない金融機関にジュニアNISA口座が開設される場合があります。また、NISA口座と異なり、金融機関等の変更はできません。●当行のジュニアNISA口座でご購入いただける商品の種類は、株式投資信託のみとなります。●未成年の方に代わって運用を行うジュニアNISA口座の運用管理者は、口座開設者である未成年者(以下「口座名義人」という)本人の法定代理人に限ります。●ジュニアNISA口座では、口座名義人本人が3月31日までに満18歳となる年の前年12月31日までは、原則として払出しはできません。それ以前に払出す場合には、ジュニアNISA口座は廃止され、過去に非課税とされた配当金等や譲渡益については非課税の取扱いがなかったものとみなされて、払出し時に課税されることとなります(租税特別措置法上、払出しが認められる事由に該当する場合を除きます)。●払出しは口座名義人本人、または口座名義人の法定代理人に限り行うことができます。なお、払出した資金を口座開設者本人以外の方が費消した場合には、贈与税等が発生するおそれがあることにご留意ください。※口座開設者本人のみで払出しを行う場合は、運用管理者の同意が必要となります。●ジュニアNISA口座で運用する資金は、口座名義人本人の資金であり、本人以外の資金により投資が行われた場合には、所得税・贈与税等の課税上の問題となるおそれがあります。●ジュニアNISA口座および課税未成年者口座では、「とちぎん投信ダイレクト(インターネット投資信託)」の利用はできません。

ジュニアNISA口座投資の際の留意事項

- ジュニアNISA口座では年間80万円まで投資いただけますが、非課税枠の残額を翌年以降に繰り越すことはできません。●ジュニアNISA口座で保有している上場株式等を一度売却すると、その非課税枠の再利用はできません。●ジュニアNISA口座内の上場株式等の譲渡損失が発生した場合でも、他の課税口座における配当所得および譲渡所得等と損益の通算ができず、また、当該損失の繰越控除もできません。●非課税期間が満了した場合等にジュニアNISA口座から払出された上場株式等の取得価額は、払出日の時価となります。また、払出日に価格が下落していた場合でも、当初の取得価額と払出日の時価との差額に係る損失はないものとされます。●株式投資信託の分配金の再投資(自動買付け)が行われた場合も、当該再投資分は非課税の投資額に算入されます。●株式投資信託の分配金のうち、元本払戻金(特別分配金)はもともと課税の対象外のため、ジュニアNISAによるメリットを享受できないこととなります。

上記ご留意事項は平成28年1月1日の法令に基づくものであり、今後法令の改正等により変更となる可能性があります。

投資信託の留意点について

投資信託のリスク

投資信託は値動きのある有価証券等(株式、債券、不動産投資信託証券など)に投資するため、投資信託の基準価格は組入有価証券等の価格変動、金利の変動、為替相場の変動、その発行会社に係る経営・財務状況、カントリーリスクなどの影響により上下に変動します。したがって、投資元本および分配金は保証されているものではなく、投資元本を割り込むことがあります。(詳しくは、ファンドごとの目論見書および目論見書保管書面等でご確認ください)

対象投資信託の手数料・費用

申込時、保有期間中、換金時に以下の各種手数料や費用がかかります。

- ① 申込時 「申込手数料」: 買付金額に対し、最大3.24%(税込)
- ② 保有期間中 「信託報酬」: 純資産総額に対し、最大年率1.8576%(税込)
「その他費用」: 監査費用、有価証券等の売買委託手数料、信託事務の諸費用など
- ③ 換金時 「信託財産留保額」: 換金時に適用される基準価額に対し、最大0.5%

※「その他費用」や上記①～③の手数料・費用の合計額については、保有期間や運用状況などに応じて異なるため、あらかじめ表示することができません。(詳しくはファンドごとの目論見書および目論見書保管書面等でご確認ください)

その他の留意事項

- 投資信託は円預金と異なり、預金保険制度の対象ではありません。また、銀行でご購入いただいた投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。●栃木銀行は投資信託の販売会社であり、投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行い、信託財産の保管・管理は信託銀行が行います。●投資信託の分配金には「普通分配金」と「元本払戻金(特別分配金)」があり、「元本払戻金(特別分配金)」は実質的には元本の一部払戻しに該当するものです。●投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入されたお客様に帰属します。●投資信託のお取引に関しては、クーリング・オフ制度(書面による解除)の対象ではありません。●投資信託をご購入の際は、最新の契約締結前交付書面(目論見書および目論見書保管書面等)を十分にお読みの上、ご自身でご判断ください。契約締結前交付書面は栃木銀行の窓口にて用意しております。

このパンフレットに記載された内容に関するお問い合わせ

株式会社栃木銀行 金融サービス部

 **0120-630-521**
受付時間9:00~17:00(銀行休業日を除く)

販売会社の概要

- 商号等/株式会社栃木銀行
登録金融機関 関東財務局長(登金)第57号
- 本店所在地/〒320-8680 栃木県宇都宮市西2丁目1番18号
- 加入協会/日本証券業協会 ■ 資本金/274億円
- 主な事業/銀行業、登録金融機関業務
- 設立年月/昭和17年12月

当行が契約している指定紛争解決機関

- 一般社団法人 全国銀行協会 全国銀行協会相談室
電話番号/0570-017109 または 03-5252-3772
- (特定非営利活動法人)証券・金融商品あっせん相談センター
電話番号/0120-64-5005
- 受付日(共通)/平日(月~金)[銀行休業日を除く]
- 受付時間(共通)/9:00~17:00